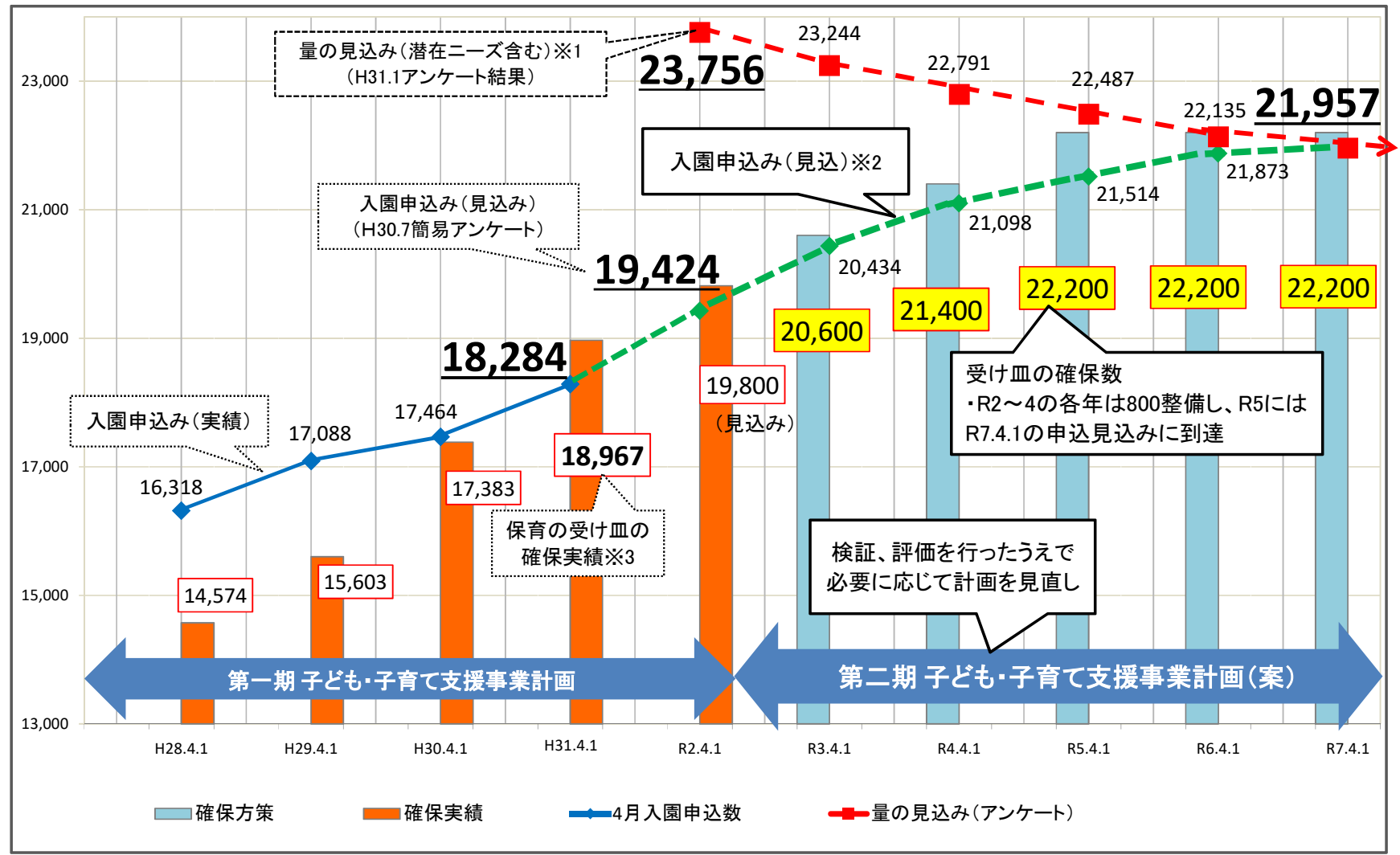


教育・保育の量の見込みと確保方策等について

子ども・子育て会議資料1-1
令和元年9月6日
こども園推進課

事業名	幼児教育・保育	担当課	岡山っ子育て成局 こども園推進課																																																																																			
事業概要	乳幼児に必要な幼児教育・保育を提供する。																																																																																					
内容・実績	<p>【対象者】 0歳から就学前までの乳幼児</p> <p>【実施内容】 乳幼児に必要な幼児教育・保育を提供するため、幼児教育・保育の受け皿の確保を計画的に行う。</p> <p>【保育の受け皿整備数】 （平成30年度実績） 18,967人分確保 （平成29年度実績） 17,383人分確保</p>																																																																																					
区域	市内30の提供区域																																																																																					
量の見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画年度</th> <th colspan="3">令和2年度</th> <th colspan="3">令和3年度</th> <th colspan="3">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み ①</td> <td>4,702</td> <td>13,156</td> <td>10,088</td> <td>4,574</td> <td>12,801</td> <td>9,990</td> <td>4,512</td> <td>12,616</td> <td>9,871</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ②</td> <td>9,128</td> <td>11,732</td> <td>8,868</td> <td>9,133</td> <td>12,140</td> <td>9,260</td> <td>8,808</td> <td>12,461</td> <td>9,739</td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td>4,426</td> <td>▲1,424</td> <td>▲1,220</td> <td>4,559</td> <td>▲661</td> <td>▲730</td> <td>4,296</td> <td>▲155</td> <td>▲132</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画年度</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="3">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み ①</td> <td>4,412</td> <td>12,341</td> <td>9,794</td> <td>4,367</td> <td>12,227</td> <td>9,730</td> </tr> <tr> <td>確保方策 ②</td> <td>8,618</td> <td>12,342</td> <td>9,858</td> <td>8,543</td> <td>12,302</td> <td>9,898</td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td>4,206</td> <td>1</td> <td>64</td> <td>4,176</td> <td>75</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table>			計画年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	量の見込み ①	4,702	13,156	10,088	4,574	12,801	9,990	4,512	12,616	9,871	確保方策 ②	9,128	11,732	8,868	9,133	12,140	9,260	8,808	12,461	9,739	②-①	4,426	▲1,424	▲1,220	4,559	▲661	▲730	4,296	▲155	▲132	計画年度	令和5年度			令和6年度			1号	2号	3号	1号	2号	3号	量の見込み ①	4,412	12,341	9,794	4,367	12,227	9,730	確保方策 ②	8,618	12,342	9,858	8,543	12,302	9,898	②-①	4,206	1	64	4,176	75	168
計画年度	令和2年度				令和3年度			令和4年度																																																																														
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号																																																																													
量の見込み ①	4,702	13,156	10,088	4,574	12,801	9,990	4,512	12,616	9,871																																																																													
確保方策 ②	9,128	11,732	8,868	9,133	12,140	9,260	8,808	12,461	9,739																																																																													
②-①	4,426	▲1,424	▲1,220	4,559	▲661	▲730	4,296	▲155	▲132																																																																													
計画年度	令和5年度			令和6年度																																																																																		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号																																																																																
量の見込み ①	4,412	12,341	9,794	4,367	12,227	9,730																																																																																
確保方策 ②	8,618	12,342	9,858	8,543	12,302	9,898																																																																																
②-①	4,206	1	64	4,176	75	168																																																																																
量の見込みの考え方	H31.1実施のアンケート結果から求めた保育所等の利用を希望する子どもの割合（潜在的ニーズ含む）と推計人口（岡山市の出生率及び平成31年3月末人口から推計）から推計を行った。																																																																																					
提供体制の確保について	<p>①保育の提供体制（2号・3号） 保育所・認定こども園の整備（新設、増改築）や既存の幼稚園からの認定こども園への移行により定員を確保する。 併せて、0歳児から2歳児までの保育を対象とする地域型保育事業の新設により、3歳未満児の定員を確保する。</p> <p>②幼児教育の提供体制（1号） 一部の提供区域を除き、計画初年度である令和2年4月1日の利用定員が量の見込みを既に上回っているため、保育所から認定こども園への移行に伴う定員の設定以外は見込んでいない。</p>																																																																																					

第二期子ども・子育て支援事業計画の保育の量の見込みと確保方策(案)



※1 量の見込み(潜在ニーズを含む): H31.1実施のアンケート結果から求めた保育所等の利用を希望する子どもの割合(潜在的ニーズ含む)と人口推計(岡山市の出生率及び平成31年3月末人口から推計)から試算したもの。

※2 入園申込み(見込): R2.4.1からR3.4.1の申込割合の伸びは、前年度(H31.4.1→R2.4.1)と同程度、また、R4以降の申込割合は、R7.4.1の申込割合(65.6%)に向けて緩やかに伸びると仮定して算出した。

※3 確保実績: 認可保育所のほか預かり保育、企業主導型保育事業、特認登録保育施設を含む。

公立認定こども園の整備及び民間移管の推進のための方策(素案)

子ども・子育て会議資料2
令和元年9月6日
こども園推進課

これまでの考え方(※1)	課題	見直し(方向性)
(1)公立認定こども園		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域ごと(30区域)に市立幼保連携型認定こども園を1園整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・36中学校区のうち6中学校区には市立幼保連携型認定こども園が整備されない。 ・中学校区に1園は必要という意見が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に馴染みの深い単位である<u>中学校区(36中学校区)</u>ごとに1園を整備する。
<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準(4つ視点)による候補園の選定 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の状況(敷地面積・施設定員・保育室数) ②設備の状況(エアコン設置・調理室の有無) ③入園児童数(平均入園児童数20人以上) ④建築後年数、立地条件等の個別事情 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の選定基準で候補園の選定を行ったが、市立認定こども園候補園が2園ある区域(5地域)では地元説明が進まず整備が遅れている。 ・周辺環境(接道要件、仮設園舎の建設等)によっては、現在地での増築・建替が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補園が2園ある中学校区及び上記により追加となる6中学校区(うち3中学校区は公立園が1園)については、<u>新たに項目を追加した選定基準(※2)</u>で候補園の選定(再選定)を行う。 ※2就学前人口、園庭の面積、主要幹線道路との近接等
(2)社会福祉法人・学校法人への移管(民営化)		
<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の選定における優先基準 <ul style="list-style-type: none"> ①「量の見込み」に対し、施設が不足する教育・保育提供区域にある施設 ②隣接する教育・保育提供区域の「量の見込み」に対し、施設不足の解消が見込まれる施設 ③私立幼稚園・保育所・認定こども園の無い教育・保育提供区域にある施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の選定基準に基づき具体的な候補園を選定していないため、地元説明が進んでいない。 ・移管を進めるためには、移管先法人の参入意欲が重要であるにも関わらず、優先基準に反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立認定こども園候補園の新たな選定基準をベースに、<u>民間事業者の意向(アンケート結果)</u>も反映させ、実現可能性が高い候補園の選定を行う。 ・今後の児童数や周辺環境の変化等を反映させるため、<u>5年を目途に候補園の見直し</u>を行う。
(3)整備の進め方		
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地元関係者等の一定の理解が得られたところから、子どもへの影響が少なくなるように配慮しつつ進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる意見の集約が困難なため、事業推進に時間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地元関係者等で構成する団体(推進協議会、考える会等)が組織された場合には優先して協議を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・学校法人への移管に対する抵抗感が強く、理解が得られにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移管に対する抵抗感を低減できるよう、移管後の園での生活を具体的にイメージできる説明を工夫する。

※1「施設整備の最適化における公立施設の整備等の進め方について(平成28年3月策定)」から

幼児教育・保育の無償化について

1 無償化の概要

	利用施設	対象者	対象金額	必要な手続き
①	幼稚園、認定こども園 (教育利用)	満3歳から5歳児 クラスの子ども	無償 (私学助成幼稚園(※1) は月額25,700円まで)	なし (私学助成幼稚園は 認定申請(※2)が必要)
②	認可保育園、認定こども園 (保育利用)	・3～5歳児クラスの 保育の必要性が ある子ども ・0～2歳児クラス の保育が必要な 住民税非課税世帯 の子ども	無償	なし
③	幼稚園、認定こども園の 預かり保育(在園児)		450円×利用日数 (月額11,300円まで)	認定申請 給付申請(※4)
④	認可外保育施設、一時預か り事業等		月額37,000円まで (※3)	認定申請 給付申請

※1 私立幼稚園のうち、新制度に移行せず従来どおり私学助成を受けている幼稚園(市内には7園あり)

※2 子育てのための施設等利用給付認定申請(以下「認定申請」という。)

※3 0～2歳は月額42,000円まで

※4 保護者からの申請(請求書提出)により償還払を行う。(3か月ごと：年4回)

10月～12月利用分については、1月末までに請求書提出、3月中旬に支払予定

2 保護者への周知

(1) 無償化相談窓口の開設

- ・8月1日(木)～9月13日(金) 本庁舎9階就園管理課東側会議室で開設
- ・相談等件数…112件(8月23日現在)

(2) 無償化コールセンターの開設

- ・8月1日(木)～年度内(予定)開設
- ・相談等件数…298件(8月23日現在)

(3) 市民への広報

- ・チラシの配布(施設から利用者へ配布、各福祉事務所・各支所へチラシ設置。7月～)
- ・岡山市HPへ掲載(7月下旬～)
- ・広報紙へ掲載(特集ページ：8月号・9月号)

【参考：無償化に関する主な問い合わせ内容】

- ・自分は無償化の対象になるか。
- ・具体的な申請書の書き方などを教えてほしい。
- ・幼稚園は保育園と比べて無償化される金額が少なく、損に感じる。 等

3 今後の予定

- ・ 8月下旬 認可施設利用者へ後期利用者負担額決定通知発送
(10月以降無償化を案内)
- ・ 9月中旬 無償化対象施設の公示(順次、市HPにも掲載)
下旬 施設等利用給付認定通知書発送
副食費徴収免除対象者通知発送

4 副食費について

(1) 公立(保育園・認定こども園)

- ・ 2号認定子ども 月額 4,500円(4,500円×12か月)
- ・ 1号認定子ども 月額 3,000円(3,000円×10か月)

(2) 私立(保育園・認定こども園)

各園で設定

※年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず第3子以降の子どもは免除



令和元年10月から、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもの利用料の**無償化**を実施します



■ 無償化の内容 ■

① 幼稚園、認可保育園、認定こども園など

- ◆ 3～5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化
- ◆ 0～2歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯が無償化

- ・ 新制度未移行（私学助成）幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- ・ 無償化の期間は、3～5歳児クラスの3年間です。
幼稚園、認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化の対象となります。
- ・ 給食費やおやつ代のほか各園で徴収する実費徴収費用は、無償化の対象外です。

② 幼稚園、認定こども園の預かり保育

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

- ・ 450円×利用日数の金額、若しくは月額11,300円（※1）を上限に無償となります。
（※1）2歳児クラスの満3歳児は、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となり、月額16,300円が上限。

③ 認可外保育施設、一時預かり事業など

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化

- ・ 0～2歳児クラスの保育の必要な住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで無償となります。
- ・ 幼稚園、認可保育園、認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料は、無償化の対象となりません。

ただし、一定基準（平日8時間、年間200日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用している場合は、②と合わせて月額11,300円まで無償となります。

■ 認定の手続き ■

- ◆ 無償化の対象となるためには、認定申請書の提出が必要です。

- ・ ①のみを利用する場合は、手続きの必要はありません。（新制度未移行（私学助成）幼稚園、国立幼稚園を除く。）
- ・ ②、③を利用する場合で、★保育の必要性（裏面参照）の認定事由に該当する人は、施設等利用給付認定申請書（2、3号）を市へ提出してください。
- ・ 今年度、認可保育園等の利用申込みをしている人は、あらためて認定を受ける必要はありません。（10月1日以降も有効な支給認定証をお持ちの方に限ります。）

10月1日から無償化の対象となるためには、9月13日（金）までに市へ提出してください。

★保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者それぞれが
就労、妊娠・出産、親族の介護 などの
保育を必要とする事由に該当することをいいます。

- ・ 保育の必要性の確認のため、保護者の保育利用事由証明書等を施設等利用給付認定申請書（2、3号）に添付して、提出してください。

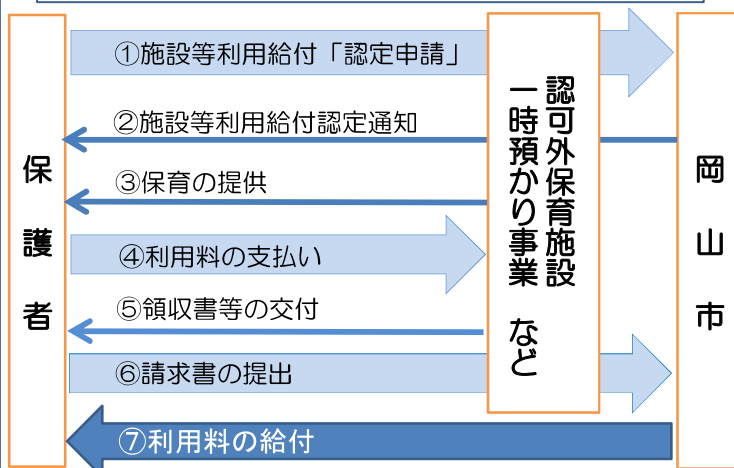
保育の必要性について	保育利用事由証明書	添付必要書類
就労 (48時間/月以上)	「1 勤めに出ている人」 「2 自営業、農業、就学」(※2) 「3 内職」	(※2) 自営の場合は帳簿、納品書、領収書など概ね 3か月以内のものを複数 (開業届、確定申告書の写しは不可)
妊娠・出産	「4 出産・病気・障害・介護」	親子手帳の保護者と分娩予定日のわかるページの写し
疾病・障害		疾病負傷証明書（市の様式）
介護・看護		民生委員の確認書と介護や看護が必要な状況がわかるもの (介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し)
求職中		申立書、ハローワークの登録証等の写し
就学	「2 自営業、農業、就学」	在学証明書と時間割等の写し
育休中・育休復帰予定	「1 勤めに出ている人」	

■ 給付の手続き ■ (新制度未移行(私学助成)幼稚園を除く。)

◆ 幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用し、無償化のための給付を受けるには、請求書の提出が必要です。

- ・ 利用料は、従来どおり園へお支払いください。
- ・ 園が発行する領収書と提供証明書を添付し、請求書(※3)を市へ提出してください。
- ・ 年4回(3か月分をまとめて)、保護者の口座へ振り込みます。

利用料の給付フロー



(※3) 請求書は、ご利用中の園、市の窓口(就園管理課、各福祉事務所)、市のHPから入手できます。

利用月	請求申請締切	振込日
10月～12月	1月下旬	3月中旬
1月～3月	4月下旬	6月中旬
4月～6月	7月下旬	9月中旬
7月～9月	10月下旬	12月中旬

問い合わせ先 **無償化コールセンター**
 認定・給付について
 副食費について(私立)
 副食費について(公立)

就園管理課
 保育・幼児教育課
 幼保運営課

☎ 086-226-0202
 ☎ 086-803-1432
 ☎ 086-803-1228
 ☎ 086-803-1225